

# 令和4年度第5回茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	(1) 令和5年度市民活動げんき基金補助事業の募集要項(案)について(審議事項) (2) 令和5年度市民活動推進補助金について
日時	令和4年11月10日(木) 13時から14時
場所	市役所本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	雫石剛 船山福憲 事務局4名(市民自治推進課) 三浦課長、小西課長補佐、服部主任、柿澤主任 (WEB会議により出席) 坂田美保子 加賀妻英樹 原田晃樹 山田修嗣
欠席者	町田有紀 大畑朋子 市川歩 菅野敦 海野誠
会議の公開 ・非公開	公開
傍聴者数	0名

○事務局

皆さま、こんにちは。本日は御多忙の中お集まりいただきありがとうございます。

まだ、コロナの状況もあるということで、ハイブリッド形式の委員会として開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、会場には2名の委員に来ていただいております。現在茅ヶ崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、審議会の開催にあたっては、消毒液の設置や換気に取り組んでおります。

会場に来ていただいている2名の委員におかれましても咳エチケット等に御協力いただきますようお願いいたします。

また万が一、当委員会で新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、皆さまの個人情報を保健所に情報提供させていただくことがございますのであらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

なお、本日傍聴の方はいらっしゃいません。

次に、委員の御欠席ですけれども、町田委員、大畑委員、菅野委員、海野委員、市川委員におかれまして御欠席ということで、全委員11名中5名の委員さまが御欠席という状況になっておりますが、6名の委員にお集まりいただいておりますので、会議の開催についての定足数は満たしております。

では、資料の確認をさせていただきます。お手元に資料を御用意ください。

まず、資料1といたしまして、市民活動推進補助事業の見直しについて。資料2といたしまして、令和5年度実施市民活動推進補助事業募集要項の案。参考資料1といたしまして、令和5年度市民活動推進補助金中間報告シートの案。参考資料2といたしまして、市民活動推進補助金への企業版ふるさと納税制度の活用についての4点となります。事前にお送りさせていただきましたが、過不足はございませんでしょうか。

それでは山田委員長に開会の御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員長

皆さまこんにちは。よろしくお願いいたします。

第5回の委員会ということで、前回の委員会で確認した大事なポイントを引き続き確認していきたいと思います。欠席の委員が多いため、前回の委員会の内容を踏まえた今日の議論の内容については、欠席された委員に事務局から別途、共有いただければと思います。

○事務局

はい。ありがとうございます。欠席された委員には別途御連絡させていただき、御意見があれば反映できるようにいたします。

○山田委員長

お願いいたします。

それでは、これから委員のお名前を名簿順でお呼びしますので、マイクをオンにしてください、お返事いただければと思います。

○坂田委員

はい。よろしくお願いいたします。

○加賀妻委員

はい。よろしくお願いいたします。

○船山委員

はい。よろしくお願いいたします。

○雫石委員

はい。よろしくお願いいたします。

○原田委員

はい。よろしくお願いいたします。

以上、本日出席の委員は6名ということです。よろしくお願いいたします。それでは、議題に移りたいと思いますので、次第を御覧下さい。

まず、議題の（１）令和5年度市民活動推進補助事業の募集要項（案）について、審議事項となります。議題の内容と資料の説明を事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、議題（１）令和5年度実施市民活動推進補助事業の募集要項（案）について御説明いたします。

本日は前回の委員会に引き続き、募集要項の案に関する議題となります。前回調整できなかった部分について、改めて事務局案を提案させていただくものとなります。

本日の委員会で概ねの御了解をいただければ、募集要項を確定させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料1ということで、市民活動推進補助事業の見直しについて御説明をさせていただきます。

まず、項番1から3について、制度の見直しに係るこれまでの経緯について記載をさせていただいております。それぞれ御説明させていただくと、まず項番1は、制度の見直しの背景について、連続して補助の申請がある場合は、前年度の実績報告より先に翌年度の補助の決定をするといったスケジュールになっているため、前年度実施事業の課題等を翌年度事業に反映できないといったことが、課題として挙げられます。

続きまして、項番2番になります。こちらは、第3回及び第4回市民活動推進委員会での事務局提案ということで、連続して補助申請を認めず、補助を受けた翌年度は市と市民活動サポートセンターによる1年間のフォローアップ期間とし、自主事業の振り返りや実施報告会での指摘などへの対応をしていただき、それらを踏まえて、翌年度事業の計画などをしていただくといった提案をさせていただきました。

続きまして項番3になります。こちらは、第4回市民活動推進委員会で委員の皆さまからいただいた御意見について主なものを記載しております。

フォローアップ期間については必要だと感じますが、資金面での支援を必要とする団体も多いことから、例えば、初めて補助を受けた翌年度のみを1年間のフォローアップ期間とし、活動の振り返りを行っていただき、その翌年度からは連続して補助の申請を認めるといった、フォローアップを取り入れつつも、市民や地域の利益に繋がる事業に関しては、これまで通り補助金を連続して交付できるような仕組みを再検討してみてもどうかといった御意見をいただきました。

続きまして項番4です。こちらは、いただいた御意見を踏まえた事務局からの提案を記載しております。

概要を御説明させていただくと、1年間のフォローアップ期間を、振り返り期間（フォローアップ）や、中間報告シートの提出に置き換えて、連続申請を認めながら並行して実施事業の振り返りをしていただき、団体の活動に反映していただくことを提案させていただきます。

こちらは御提案させていただいたフォローアップ期間の内容を整理し、1回目のステップアップ支援を受けた翌年度1年間のみ、振り返り期間（フォローアップ）を設定することを御提案させて

いただきます。

この、振り返り期間、フォローアップといった名称ですが、団体の成熟度によって、サポートの必要性や方法、頻度などが異なるため、市と市民活動サポートセンター主導のフォローアップとするのではなく、団体自らの気付き、振り返りを重視させていただき、必要に応じて市と市民活動サポートセンターでフォローアップを行っていくものです。

1回目のステップアップ支援を受けた翌年度に設定する理由ですが、団体としても発展的な事業にチャレンジをした直後なので、これまで見えてこなかった課題や反省点が出てきやすいタイミングであり、そこで1回立ちどまって組織の基盤、収支や資金面整理、今後の活動の方向性を明確にすることで、残りのステップアップ支援などを通じて、団体がより一層成長・発展していくことができるタイミングと考え設定させていただきました。

それから、この振り返り期間において、実施報告会で受けた評価をどのように活動に反映させたかや、必要に応じて、市や市民活動サポートセンターから受けたアドバイス等について報告書にまとめていただき委員の皆さまと共有させていただき、次回、市民活動推進補助事業の申請をした際の審査において、参考資料としての活用を検討しています。

市民自治推進課と市民活動サポートセンターでは、団体のサポートをさせていただき、例えば団体が実施する事業の広報や、組織基盤、人員体制、それから収支に関する相談に対応いたします。

また、市民活動推進補助事業以外の国や県などの補助金や、その他財団などが実施している補助金に関する情報提供、申請書類の作成方法のアドバイス、状況に応じて他の団体の紹介などを考えております。

それから、今回、新たに御提案をさせていただきたいものがあります。参考資料1を御覧下さい。令和5年度茅ヶ崎市市民活動推進補助金中間報告シート（案）といった資料を作成いたしましたので御説明いたします。こちらは、市民活動推進補助金の交付を受けた団体が、事業実施年度の4月から9月までの活動の進捗状況や、事業採択時の委員の皆さまにいただいた評価コメントを受けて、どのように活動してきたか、改善したことはあるかといった感想などを中間報告シートに記入して10月頃に市に御提出いただくことを検討しております。

団体から提出された資料は市民自治推進課と市民活動サポートセンターで内容の共有をさせていただきます。必要に応じて、ヒアリングを実施して後半に向けた事業のサポートを行っていくことを想定しております。

中間報告シートにつきましては、市民活動推進委員会にも情報提供させていただきます。翌年度も連続して市民活動推進補助金を申請される団体もいますので、その際は審査の参考資料としても活用することを想定しています。これにより、課題であった実施事業の反省点等を翌年度事業に反映できると考えております。

この翌年度事業への反映についてですが、例年、市民活動推進補助の採択を行う際に、委員の皆さまにおかれまして、提案事業に対して評価コメントを作成していただき、団体に送付しております。コメントについては、資金面、人員体制、実施方法に関すること等、項目ごとに整理し、団体が読みやすくなるよう努めておりますが、今後、この中間報告シートでは、評価コメントを受けて、検討、改善した点について、団体に報告していただくことを検討しています。そのため、委員の皆さまからいただいたコメントのまとめ方についても、工夫する必要があると考えております。

団体が評価コメントを意識して活動しやすくなるよう特に意識して欲しい項目については強調して、団体に示していきたいと考えております。また改めて委員の皆さまと市民活動サポートセンターにも相談させていただきながら、作り上げていきたいと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

まとめとして、スタート支援から補助を受けた場合、スタート支援を受けた翌年度に1回目のステップアップ支援を受けたい場合は、連続して補助申請を認めます。その場合、各年度、先ほどの中間報告シートを10月頃に御提出いただき、事業の振り返りをしていただきながら活動していただきます。

そして、1回目のステップアップ支援を受けた翌年度については、振り返り期間、フォローアッ

プを設けます。2回目から3回目のステップアップ支援については、連続して補助申請できることとします。なお、2回目と3回目のステップアップ支援についても、中間報告シートを御提出いただき事業の振り返りを行っていただくことを想定しています。スタート支援から市民活動推進補助金を受けると、振り返り期間、フォローアップを含めて、最大5年間の伴走支援ということになります。一方、スタート支援を受けずにステップアップ支援から市民活動推進補助金を受ける場合は、最大で4年間の伴走支援を行っていくこととなります。

以上で資料1、市民活動推進補助制度の見直しについての説明は終了となります。御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

#### ○山田委員長

ありがとうございます。今説明がありました通り、前回の委員会での御指摘を踏まえて、振り返り期間の回数を減らしたというものが1点目の変更になります。それから2点目の変更は、振り返り期間を無くすという選択は少し難しいので、1回目のステップアップ支援を受けた翌年度のみに、振り返り期間、フォローアップを設定するということが、今回の新たな事務局提案ということだったと思います。

こうした内容について、まずは御質問があればお尋ねいただきたいと思います。あるいは、前回の委員会で提案した意見は、実はそういう意味ではなくてこういう意図だったということも補足してくださっても結構です。いかがでしょうか。

市民活動推進基金補助事業の構造について、スタート支援とステップアップ支援の2種類が並列に存在している構造になっています。

それを今回の整理を踏まえて、支援を受ける団体が、どのように考えて申請をしてくだされればいいのか、そしてどのように発展成長してくださればいいのかをまとめたものが資料の一番下にあります。スタート支援は、団体が結成、成立し、事業をスタートするというタイミングなので、人間でいうと立ち上がる瞬間を支援することになると思います。

立ち上がった直後に、すぐさま振り返りをせよというのはなかなか難しいので、立ち上がった勢いで、まずはステップアップ支援を申請していただけるならば、その勢いで活動を発展させることができるというイメージです。

そしてこの期間に組織を少しずつ成長させて、足場固めをしていただければ良くて、活動による組織の発展というのは活動しながら、様々なことを考えて成長することが良いので、ここは連続して支援を受けられた方が好ましいだろうということになっております

その後にフォローアップをするのは、1回活動していただいた上で、ずっと歩きっ放しにならない、立ちどまっていたいただいて、さらにどのような足場固めが必要なのか、どのような組織の発展を目指すべきなのかということ振り返っていただく期間を設けることによって、ステップの2期目として、そのあと2年間、ステップアップ支援の申請期間が残されていますから、ここでさらに飛躍をしていただいたり、小走りができるようになっていただいたり、充実した活動に向けて、さらに活動を伸ばして発展していただく。場合によっては、外部資金の獲得でさらなる事業拡大というようなこともできるような、そういう団体組織へと発展していくということで、道筋を描いておくことが望ましいです。

そうすると、フォローアップ期間は1回目のステップアップ支援の翌年度に1度だけ1年間設けるのが妥当で、それ以外の期間は中間報告シートの等で提出していただいたものと市民自治推進課と市民活動サポートセンターとで適宜伴走支援を必要に応じてしていくようなスタイルが、支援を受ける団体にとっては負担感が少なく、そして市民活動推進補助金の申請ができない期間を少なくすることができます。

その分だけ事務局や市民活動サポートセンターは負担が増えますが、これまでも伴走支援と、これに続く協働のあり方についての見直しを図ってきているので、その辺りを熱心に進めることが、市民自治推進課や市民活動サポートセンターの役割の一つであるということは、事務局との事前の打ち合わせで確認させていただきました。

こうしたことを踏まえて、今回の提案が、現状の折衷案としては、うまく落としどころが見えてきているのではないかと考えています。

それでは、この仕組みについて御意見御感想など伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○雫石委員

スタート支援から補助を受けた方が良いということで、わかりやすい形式で作っていただきまして、非常にわかりやすくなったので、これで良いと思います。

○山田委員長

ありがとうございます。雫石委員の前回の御発言を踏まえると、初めてこういった資料を見る方にとっては、言葉が難しかったりするのでそれをもう少し分かりやすくというところと、イメージ的には誰が見ても直感的に短い言葉で、説明してもらった方がありがたいですということがありましたのでそこを踏まえてということですね。

これは一目見てわかりやすくなったということでしょうか。

ありがとうございます。

続いて他の方、いかがでしょうか。

今日は出席人数が少ないので、お1人ずつ感想のようなものを順番に伺っても良いでしょうか。加賀妻委員いかがでしょうか。

○加賀妻委員

はい。私は特に問題ないと思います。

○山田委員長

ありがとうございます。

前回のコメントをうまく踏まえられていたでしょうか。

続いて坂田委員いかがですか。

○坂田委員

前回の意見をしっかり反映していただいたような気がしまして、団体にとっても非常に心強い内容になっていると思います。

○山田委員長

原田委員、いかがでしょうか。

○原田委員

特に異論はありません。わかりやすくなりました。

○山田委員長

船山委員いかがですか。

○船山委員

はい。私も、とてもわかりやすくなったと思いますので、こちらでよろしいと思います。

○山田委員長

それでは、ひと通り皆さまからこの振り返り期間が1回ということについては、およそ御理解が得られましたので、この仕組みを委員会の中では了承したということにさせていただいて、具体的な運用については事務局から説明がありました通り、市民活動サポートセンターともう少し協議を

しながら、実際のフォローアップの内容について御検討いただくということにしたいと思います。

委員会としては、前回の議論内容を踏まえまして、このようなフォローアップ体制のあり方というものを、本日合意したということで、一旦、決定させていただきたいと思います。

続いてこれに続く資料で、中間報告シートについて、御質問ありますでしょうか。

この中間報告シートは参考資料1のような形で、あまり多くの文章を書いていただくというよりは、委員会の評価や報告を踏まえて、どのような振り返りや活動の進捗があったか、あるいは反省をしたのかということ、自ら見直していただくための資料のようなものなので、A4サイズで1ページ程度で、記載内容としては、フレーズや文章を利用して書いていただくのが今のイメージだと思います。

こちらを見ていただければ分かります通り、それほど記入欄が多くないので負担にはなりませんし、かといって全く振り返りができないというものでもないので、事業の進捗状況ですとか、今後の対応策といったことを組織の中で打ち合わせていただいて、それを事務局に報告していただくといった資料となります。このくらいでしたら、事業を運営しながらでも活動を展開しながらでも、準備していただけるのではないかとありますが、何か御質問ありますか。

もし御異議なければ、今回については、一旦ここで合意をしたということにさせていただき、引き続き、シートの中身等については事務局で調整していただくところまで決めていきたいと思います。

反対の御意見なければ異議なしということで前進させていただきたいと思います。皆さまいかがでしょうか。

#### ○委員

異議なし

#### ○山田委員長

異議なしということで、中間報告シートも、このようなものを作るといった今回初めての提案でしたので以上のように決定させていただきました。

それでは、市民活動推進補助事業の見直しについては、以上2点が大きな変更点でしたので確認いたしました。

この流れに沿って、今後新しい仕組みを構築していくことと、次の申請の時に申請団体には説明をしていくということにさせていただきたいと思います。

御審議ありがとうございました。議題の1番について、一旦事務局から何かお話がありましたらお聞かせください。

#### ○事務局

御提案させていただいた事務局案につきまして、概ね御了解いただいたということで、こちらの内容で募集要項の確定をさせていただければと思います。

実際に募集要項を配布するのが、12月1日からとなります。皆さまにお配りしている資料2を御覧下さい。

本日御了解いただいた内容を募集要項に落とし込むと資料のような形になります。まずは、事務局から御説明させていただきます。

まず1ページ目になります。こちらは補助金の交付のスケジュールになります。見直し案の中間報告シートの提出と振り返り期間を落とし込んだ部分に変更点になります。令和5年の10月に中間報告シートの提出が必須となります。

それから、1回目のステップアップ支援を受けて事業を実施した後になりますが、振り返り期間の設定と報告書の提出をスケジュールに落とし込みました。

この2点が、前回お示しした募集要項(案)からさらに変更を加えた部分になります。

それから、2ページ目です。補助回数の部分で、1回目のステップアップ支援を受けた翌年度は

振り返り期間になり、補助金の申請ができないといった注意書きを加えさせていただきました。

これらの変更点については、実際に申請があったタイミングや、制度説明会などで御説明をさせていただければと思います。

それから3ページ目です。今後、事業を実施しながら中間報告シートの提出が必須となりますのでその説明を追加させていただきました。

最後、4ページ目に移りまして、振り返り期間に関する説明を追加しました。実施報告会が終わった後、1年間事業の振り返りをさせていただくもので、団体の今後の方向性や人員体制などについて御不安なことがあれば、市民活動サポートセンターや市がサポートしていきますという説明を加えさせていただきました。

以上、本日の審議内容を踏まえた、募集要項案の説明になります。ただいま御説明した以外の箇所については、第4回の委員会で御了解いただいておりますので、本日、お示しした案に了承いただければ、前回の変更点を踏まえて募集要項の確定とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○山田委員長

ありがとうございました。

早速このような資料を作成していただきましたけれども、皆さまから御質問はありますか。

よろしいでしょうか。

それでは私から一点よろしいでしょうか。2ページ目の一覧表ですが振り返り期間は1回目のステップアップ支援を受けた翌年度になりましたので、修正しても良いかもしれませんね。

○事務局

はい。修正させていただきます。

○山田委員長

ありがとうございました。

他に御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この資料2についても、一通り確認していただいた上で委員会としては合意に至ったという形にさせていただきたいと思います。もしも今この場で御意見があればお知らせいただいて、なければこの書類で次に向けて前進という形にしたいと思います。

では、こちらも御異議ありませんでしたので、資料2についても今回この時点では、委員会としては合意に至りました。

ありがとうございました。

では、これで議題の進行については、重要なところが一通り終了しましたので次に進んでも大丈夫そうですね。

そうしましたら、その他について説明を事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、その他について御説明いたします。参考資料2を御覧いただけますでしょうか。

これまで御審議いただいた市民活動推進補助金につきまして、企業版ふるさと納税制度を活用して御支援をいただける企業さまから申し出がありましたので、制度の概要等を御説明させていただきます。

まず、企業版ふるさと納税制度の概要になります。

地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対して、企業が寄附をする場合に法人関係税が控除さ

れ、企業としては税の控除によるメリットがあります。地方公共団体が、地方創生計画を定めて、内閣府に認定してもらおうと、企業がその事業に対して寄附をした場合、この制度が使えます。茅ヶ崎市でどのような地方創生の計画を定めているかの概要が、資料の2ページ目になります。非常に幅広い内容で定めており、茅ヶ崎の人の流れを作る事業、安全安心に暮らすことができる地域をつくる事業という大枠の計画を地方創生の事業として定めています。

市民活動推進補助事業につきましても、市民の皆さまが安心して暮らせる地域になるのですとか、地域の魅力アップに繋がる事業ということで、この地方創生計画の枠組みに当てはまると考えております。

お配りした茅ヶ崎市のホームページの写しを御覧いただけますでしょうか。

これまでも茅ヶ崎市では企業から寄附をいただいております、これが令和4年度及び令和3年度の実績になります。こちらにありますゴルフダイジェスト・オンラインという企業から、市民活動推進補助金の趣旨に賛同いただき、御寄附をいただけるような運びになりました。

少しだけ、このゴルフダイジェスト・オンラインの紹介をさせていただきますと、ゴルフ場の予約ですとか、物販、ニュースを掲載するようなサイトを運営している会社です。

この企業と茅ヶ崎市の繋がりがですが、茅ヶ崎市の南部にあります茅ヶ崎ゴルフリンクスというゴルフ場を運営しています。ゴルフ場としての運営をしているとともに、様々な地域貢献の活動しております。1例ですが、ゴルフができない夜の時間に、様々な市民活動団体や他の企業と協力しながらゴルフ場で様々なイベントを実施されています。

今年度市民活動推進補助金を受けている複数の市民活動団体と繋がりがあり、今回御賛同いただいたという形になります。

また、茅ヶ崎市とシティプロモーションに関して連携協定を結んでいるといった背景もあり、今回御寄附をいただいております、令和5年度の市民活動推進補助金の財源として活用できるような運びになります。

参考資料2を御覧いただけますでしょうか。

こちらの3ページになりますが、今後企業版ふるさと納税を活用していくにあたっての注意点です。まず、市民活動推進補助金、愛称として市民活動げんき基金補助事業と呼んでおりますが、この制度の選定方法や基準、スケジュール等には一切変更はありません。あくまで、制度の財源の一部として、当寄附を充てるといような形になります。

ただ、これまでは皆さまからの御寄附を市民活動げんき基金に一度全て入れて、そこから補助をしております。

ただ、企業版ふるさと納税を使うとなると、寄附を1度まちひとしごと創生基金に入れるような形になります。

制度上、ここから市民活動げんき基金に移すことができないため、この、まちひとしごと創生基金から直接、市民活動推進補助金の事業の財源に充てるとい形になりますので、この愛称と、少し実態にそぐわない部分が出てしまうということで、令和5年度については、正式名称の方をメインで使っていくようになると考えております。

また、令和5年度につきましては、ゴルフダイジェスト・オンラインによる企業版ふるさと納税を活用しているといような形で、周知をさせていただくことを考えており、市民活動げんき基金についても少しずつ目減りをしていっている状況ですので、こういった企業からの寄附等を活用して、持続可能なものにできればと考えております。説明は以上となります。

#### ○山田委員長

ありがとうございます。

企業版ふるさと納税の活用について、御報告がありました。

委員の皆さま、御質問ありますでしょうか。

こうした企業版ふるさと納税制度の活用を御提案くださったので、私たち委員会としては、この制度をぜひ市民活動に上手く使っていただければ良いというような解釈でよろしかったですか。

○事務局

はい。

○山田委員長

ありがとうございます。

御質問、御意見改めてよろしかったでしょうか。

事務局からその他ございますか。

○事務局

その他の御連絡といたしましては、お送りさせていただいた市民活動サポートセンターのニューズレター、まちづくりスポット茅ヶ崎が発行しているまちぼっち通信、今年度の市民活動推進補助金を活用されている市民活動団体の事業のチラシになりますので御覧下さい。

本日の委員会でいただいた御意見を踏まえて、募集要項の確定版を作成させていただきます。作成したものについては、委員の皆さまにもデータ等で共有させていただきます。12月1日から令和5年度事業の募集をスタートさせていただきます。

市民自治推進課の窓口で企画書の確認などをさせていただき受理をさせていただきます。申請書をまとめた後、委員の皆さまに御提供させていただきます。本日欠席された委員の皆さまについても、本日の議論の内容等について共有させていただきます。また、次回の市民活動推進委員会は、2月に実施を予定しております。改めて年明けなどに日程調整の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上になります。

○山田委員長

はい。承知いたしました。

委員の皆さまから連絡事項ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、以上で第5回の委員会を閉会とさせていただきたいと思います。皆さま御協力ありがとうございました。